宮崎市産業用地基本計画策定業務委託に関する提案募集要領

この要領は、宮崎市産業用地基本計画策定業務委託に係る、受託候補者を選定するために実施する公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）について必要な事項を定めるものとする。

１．業務の概要

（１）名　　称　　宮崎市産業用地基本計画策定業務委託（以下、「本業務」という）
（２）場　　所　　清武南インターチェンジ周辺エリア
　　①清武南IC東地区（※適地調査業務実施済）
　　②清武南IC北地区（※新規検討地区）
　　宮崎空港周辺エリア
　　③空港南地区（※新規検討地区）
　　※想定している地区の概要図については、参加申込予定者に個別に配布します。
　　６．（１）の事務局あて、電話での連絡を行うこと。
（３）内　　容　　別紙「宮崎市産業用地基本計画策定業務委託仕様書」のとおり
（４）履行期間　　契約締結日から令和９年３月２６日まで
（５）提案限度額　￥９，９８４，７００円（消費税及び地方消費税を含む）

２．プロポーザル方式により受託候補者を選定する理由

価格のみによる競争では、所期の目的を達成できない業者が選定されるおそれがあることから専門的な知識・経験を有する業者からの提案を受けて評価する方法により、適格な受託候補者を選定するため。

３．公募型プロポーザル方式とする理由

本業務と同種の業務の実績を有する事業者が複数おり、広く提案を受ける必要があることから「公募型」とする。

４．スケジュール

（１）公募開始日　　令和８年　９月　９日（水）
（２）質問の締切日　　令和８年　９月２５日（金）１７時１５分まで
（３）質問に対する回答日　　令和８年　９月２９日（火）
（４）参加申込書受付締切日　　令和８年１０月　２日（金）１７時１５分まで
（５）参加資格確認結果通知日　令和８年１０月　７日（水）
（６）提案書等の提出締切日　　令和８年１０月１９日（月）１７時１５分まで
（７）受託候補者の選定　　令和８年１０月下旬
（８）契約締結　　令和８年１１月初旬以降
※ただし、各実施日については、事務の都合等により変更の可能性あり

５．参加資格

企画提案に申し込む者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。
（１）宮崎市競争入札参加資格者名簿（建設コンサルタント等）に登載されていること。
（２）応募時点において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更正手続開始の申立てまたは民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
（３）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定のいずれにも該当しない者であること。
（４）宗教活動や政治活動を主たる目的とするもの、または暴力団もしくは暴力団員統制下にある者でないこと。
（５）公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、宮崎市から指名停止の処分を受

けていないこと。
（６）宮崎市税に滞納がないこと。

６．参加申込の手続き
（１）事務局（問合せ先）

宮崎県宮崎市橘通東１丁目７－４　第一宮銀ビル８階
宮崎市 経済部 企業立地推進課 産業用地計画係
電　話　０９８５－２１－１７９３
ＦＡＸ　０９８５－２８－６５７２
E-Mail　17kigyo@city.miyazaki.miyazaki.jp

（２）提出書類
①参加申込書兼誓約書（別紙様式１：パンフレット、会社概要等も可）
②市税に滞納がないことの証明（発行から3か月以内、写し可）。
③会社の商業登記簿謄本の写しまたは登記事項証明書の写し（発行日から３ヶ月以内、写し可）
④暴力団排除に関する同意書（別紙様式２）については、宮崎市競争入札参加資格者名簿に登録されているものは提出不要
（３）提出方法
持参の場合は（１）事務局あて提出すること。
郵送の場合は【〒８８０－８５０５　宮崎県宮崎市橘通西１丁目１－１　宮崎市　経済部　企業立地推進課】あて提出すること。
（４）提出期限
令和８年１０月２日（金）１７時１５分必着
（５）参加申込の結果通知
参加申込の結果について、令和８年１０月７日（水）までに通知する。

７．質問及び回答
（１）質問
①質問方法　事前に電話連絡のうえ、メールにより、質問書（別紙様式４）を６．（１）の事務局あてに送付すること。（必ず事務局への着信確認を行ってください。）
②受付期間　令和８年９月９日（水）から 令和８年９月２５日（金）１７時１５分 まで
（２）回答
①回答方法　本市のホームページに掲載し、個別には回答しない。
②回答日　　令和８年９月２９日（火）

８．企画提案書の提出
（１）提出書類　（全て任意様式）
①企画提案書（評価基準の各項目を網羅するもの）
②見積書　（見積金額については、積算根拠を明記すること）
③業務実施体制表
④工程表（スケジュール表）
※原則全ての書類をＡ４サイズ規格での作成とする。ただし、やむを得ない場合はＡ３サイズ折りたたみでも可とする。
（２）提出部数
各６部ずつ（うち５部は写し可。ただし、会社名や会社を特定される部分は削除すること）。
（３）提出方法
持参の場合は６．（１）事務局（第一宮銀ビル８階）あて提出すること。
郵送の場合は【〒８８０－８５０５　宮崎県宮崎市橘通西１丁目１－１　宮崎市　経済部　企業立地推進課】あて提出すること。
（４）提出期限
令和８年１０月１９日（月）１７時１５分（必着）

（５）企画提案書の作成
別紙仕様書を参考として規格提案書を作成すること。なお、真に必要な場合を除き、提案書等には、個人情報やそれを類推されるような情報は記載しないこと。

９．評価方法
（１）受託候補者の選定方法
①宮崎市産業用地基本計画策定業務委託候補者選定委員会設置要綱第３条に規定する委員長及び委員が、提案内容の審査を行い、別紙「宮崎市産業用地基本計画策定業務委託　受託候補者選定　評価基準」に基づき採点を行う。なお、審査過程については非公開とし、審査結果及び審査内容についての質問・異議申立ては一切受け付けない。

②①の評価基準点の合計点数に基づき、委員長及び委員ごとの上位３者を選出し、上位３者に対して、順位点（１位５点、２位３点、３位１点）をそれぞれ付すこととし、その合計点数が最も高い者を受託候補者として選定するとともに、第２位得点者を次点の受託候補者として選定する。
③②の合計点数が最も高い提案事業者が複数いた場合には、委員長及び委員の多数決により受託候補者として選定する。多数決の結果、委員長及び委員が選定すべしと意思表示した数が２者で同一となった場合は、委員長が意思表示をした者を受託候補者として選定する。
④上記にかかわらず、委員長及び委員ごとの①の評価基準点の合計点数が評価基準点数総計の６０％未満の者は、受託候補者として選定しない。
（２）その他
次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。
①参加申込書又は提案書類について、提出期限を過ぎて提出された場合。
②提出書類に虚偽の記載があった場合。
③見積金額が、提案限度額を超えている場合。
④審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合。

10．選定結果の通知・公表
選定結果は、選定作業終了後全ての提案事業者に書面で通知する。
また、選定結果通知日の翌日以降に、次の項目を本市のホームページに公表する。
・受託候補者の名称、点数
・受託候補者以外の点数（点数の高い順）

11．契約に関する事項
（１）契約の締結
受託候補者と宮崎市の間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が整った後、改めて見積書を徴収し、精査のうえ、随意契約を締結する。
（２）その他
受託候補者の選定後、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を受託候補者とする。

12．その他
（１）提出書類の取扱い
①提出された書類は、返却しない。
②提出された書類の訂正・差替えは認めない。ただし、市からの指示があった場合は除く。
③提出された書類は、本プロポーザルにおける受託候補者選定以外の目的では使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、宮崎市情報公開条例に基づき対応する。
（２）その他
①本プロポーザルに係る費用については、全て参加業者の負担とする。
②参加申込書の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退するときは、辞退届を提出すること。
③企画提案書等の提出書類の著作権は応募者に帰属する。ただし、本市が本プロポーザルの審査及び議会報告で必要と判断した場合は、企画提案書等の提出書類の使用及び複製の作成を無償でで

きるものとする。
④応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）等に抵触する行為を行ってはならない。
⑤応募者は、競争を制限する目的で他の応募者と参加意思および提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
⑥応募者は、委託予定事業者の選定前に、他の応募者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。
⑦応募者が連合し、または不穏な行動等をなす場合において、企画提案公募を公正に執行することができないと認められるときは、当該応募者を参加させず、または公募の執行を延期し、または取りやめることができる。
⑧企画提案書及び見積書は、１者につき１提案に限る。

附　則
この要領は、令和８年９月９日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。